

○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

改正案	現行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 特定目的信託制度（第四十九条―第七十三条） 第四章 雑則（第七十四条―第七十七条） 附則 （書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第十一条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一〇十二 （略） 十三 法第二百四十五条第二項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する信託法（平成十八年法律第百八号）第百十六条第一項 十四 法第二百四十九条第一項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百十四条第三項	目次 第一章・第二章（同上） 第三章 特定目的信託制度（第四十九条―第七十四条） 第四章 雑則（第七十五条―第七十八条） 附則 （書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第十一条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一〇十二 （同上） （新設） （新設）

2 (略) (特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の読替え) 第十四条 法第三十八条の規定において特定目的会社の特定出資の併合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	(略) (募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する特定資産の価格を調査する者) 第十五条 法第四十条第一項第八号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの イ 弁護士にあつては、次に掲げる者 (1)・(2) (略) (3) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者 ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者 (1) (略) (2) 弁護士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定に
2 (同上) (特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の読替え) 第十四条 法第三十八条の規定において特定目的会社の特定出資の併合について会社法第百八十一条第一項及び第百八十二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 (同上)	(募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する特定資産の価格を調査する者) 第十五条 法第四十条第一項第八号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの イ 弁護士にあつては、次に掲げる者 (1)・(2) (同上) (3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者 ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者 (1) (同上) (2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

よる調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1)・(2) (略)

(3) 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1)・(2) (略)

(3) 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 弁理士又は特許業務法人であつて次に掲げる者以外のもの（特
定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置
利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密
として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上
の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著
作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定により、法
第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をするこ
とができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1)・(2) (同上)

(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1)・(2) (同上)

(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 弁理士又は特許業務法人であつて次に掲げる者以外のもの（特
定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置
利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密
として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上
の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著
作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

(1) (同上)

(2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 弁理士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ・ロ (略)

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百十
二号）の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

五 (略)

（電磁的方法による通知の承諾等）

第十八条 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を發しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 四 (略)

五 法第二百四十二条第三項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）

ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者

(1) (同上)

(2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ・ロ (同上)

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和二十八年法律第五百十
二号）第五条に規定する鑑定評価等業務を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

五 (同上)

（電磁的方法による通知の承諾等）

第十八条 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を發しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 四 (同上)

（新設）

六 法第二百五十二条第二項において準用する信託法第九条第二項

2 (略)

(特定社債に関する法令の適用)

第三十六条 法第三百三十条に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(第二十三条を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)並びに信託業法(平成十六年法律第五十四号)とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(新設)

2 (同上)

(特定社債に関する法令の適用)

第三十六条 法第三百三十条第一項に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(第二十三条及び第八十二条第二項を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)、信託法(大正十一年法律第六十二号)、信託業法(平成十六年法律第五十四号)及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(同上)	(同上)	(同上)
読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(削る)		(削る)		(削る)	
(略)	担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権	(略)		(削る)	
(略)	又は担保権	(略)		(削る)	
担信法第四十三 条第二項		担信法第七百四十一 条第一項		資産の流動化に関する法律第二百九条第二 項において準用する会 社法第七百四十一条第	
(削る)		(削る)		(削る)	
担信法第四十七 条第一項及び第 四十八条第一項		会社法第七百四十 一条第一項			

	担信法第四十七 条第三項及び第 四十八条第三項	会社法第七百四十 一条第三項	一 項
(略)	(略)	(略)	資産の流動化に関する 法律第二百二十九条第二 項において準用する会 社法第七百四十一条第 三項

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第五十二条 法第二百三十条第一項第四号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

(受益証券の権利者について準用する信託法等の規定の読替え)

第五十三条 法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利者について信託法の規定を準用する場合には、同法の規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える信託 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

	担信法第九十一 条第三項及び第 九十二条第三項	会社法第七百四十 一条第三項	項
(同上)	(同上)	(同上)	資産の流動化に関する 法律第二百二十九条第二 項ニ於テ準用スル会社 法第七百四十一条第三 項

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第五十二条 法第二百三十条第四号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

一 六 (同上)

(受益証券の権利者について準用する会社法の規定の読替え)

第五十三条

第百八十九条第一項	受益証券発行信託の受託者		受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
	受益権原簿		受益権原簿記載事項	権利者名簿
第百八十九条第三項及び第四項	受益証券発行信託の受託者		受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
	受益証券発行信託の受託者		受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第百九十一条第一項	受益証券発行信託の受託者		受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
	受益権原簿		受益権原簿記載事項	権利者名簿
第百九十一条第三項	当該受託者		当該受託者	当該受託信託会社等
	受益証券発行信託の受託者		受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第百九十一条第四項	受益証券発行信託の受託者		受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
	受益証券発行信託の受託者		受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第百九十七条第一項	受益証券発行信託の受託者		受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
	受益証券発行信託の受託者		受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第百九十七条第二項	信託の変更		信託の変更	特定目的信託契約（資産流動化法第二百二十
	信託の変更		信託の変更	特定目的信託契約（資産流動化法第二百二十

第二百三十三条第一項			受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
受益権原簿	当該受託者	権利者名簿	当該受託信託会社等	

2 法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利者について会社法第二百二十四条第四項の規定を準用する場合には、同項中「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と、「株式を」とあるのは「特定目的信託の受益権を」と、「株式の」とあるのは「特定目的信託の受益権の」と読み替えるものとする。

法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利者について会社法の規定を準用する場合には、同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。		読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四条第一項	株式会社 株主名簿	株式会社 株主名簿	株式会社 株主名簿	受託信託会社等 権利者名簿
第二百二十四条第二項及び第三項	株式会社	株式会社	株式会社	受託信託会社等
第二百二十四条第四項	株式を	株式を	株式を	特定目的信託の受益権を
	株式の	株式の	株式の	特定目的信託の受益権の
第二百二十六条第一項	株式会社 株主名簿	株式会社 株主名簿	株式会社 株主名簿	受託信託会社等 権利者名簿
第二百二十六条第三項	株式が	株式が	株式が	特定目的信託の受益権が

(特定目的信託の受益権について準用する信託法の規定の読替え)
 第五十四条 法第二百三十九条第一項の規定において特定目的信託の受益権について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百九十三条	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
	当該受託者	当該受託信託会社等
第二百条第一項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第二百一条第一項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
	受益権原簿	権利者名簿
第二百四条第一	受益証券発行信託の	受託信託会社等

(特定目的信託の受益権について準用する会社法の規定の読替え)
 第五十四条 法第二百三十九条第一項の規定において特定目的信託の受益権について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第百二十六条第	株式会社	受託信託会社等
四項	株式の	受託信託会社等
	株式の	特定目的信託の受益権の
第百五十条第一	株式会社	受託信託会社等
項	株主名簿	権利者名簿

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百六条	株式会社	受託信託会社等
第百四十六条第	株主	受益証券の権利者
一項		
第百四十六条第	株券	受益証券
二項		
第百四十七条第	前項の規定にかかわらず、	前条第一項の規定により質権が設定された
二項	株券	受益証券
第百四十八条	株式会社	受託信託会社等

項				項			
第二百四条第二項	登録受益権質権者	当該受益権	受益権の分割	信託の変更	受託者	受益証券発行信託の受託者	併合された受益権
	資産流動化法第二百三十九条第一項において準用する第二百一条第	当該受益証券	受益証券の分割	更	特定目的信託契約の変	併合された受益証券	併合された受益権
	十九条第一項において	更	特定目的信託契約の変	更	特定目的信託契約の変	併合された受益証券	併合された受益権
	十九条第一項において	更	特定目的信託契約の変	更	特定目的信託契約の変	併合された受益証券	併合された受益権
	十九条第一項において	更	特定目的信託契約の変	更	特定目的信託契約の変	併合された受益証券	併合された受益権

第二百五十三条第三項				第二百五十一条第二項			
株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者
	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者
	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者
	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者
	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者	株券を登録株式質権者

項	第二百八条第一項及び第二項		受益証券発行信託の受託者	当該受益者	受益証券の権利者
	受益権原簿	分割された受益証券	権利者名簿	受託信託会社等	一項各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者
項	第二百八条第三項		受益証券発行信託の受託者	受益証券の権利者	受託信託会社等
	受益権原簿	分割された受益証券	権利者名簿	受託信託会社等	一項各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者
項	第二百八条第四項		受益証券発行信託の受託者	受益証券の権利者	受託信託会社等
	受益権原簿	分割された受益証券	権利者名簿	受託信託会社等	一項各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者
項	第二百八条第六項		受益証券発行信託の受託者	受益証券の権利者	受託信託会社等
	受益権原簿	分割された受益証券	権利者名簿	受託信託会社等	一項各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者

(権利者集会の招集等について準用する信託法等の規定の読替え)

第五十五条 法第二百四十二条第五項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について信託法第百八条及び第百九十一条(第五項

項	第百五十四条第二項		株式会社	受託信託会社等	れた質権者
	株主	株主	受益証券の権利者	受益証券	受益証券
項	第二百七条第一項		株主	株主	株主
	株主	株主	株主	株主	株主
項	第二百七条第二項		株主	株主	株主
	株主	株主	株主	株主	株主
項	第二百七条第三項		株主	株主	株主
	株主	株主	株主	株主	株主
項	第二百七条第四項及び第五項		株主	株主	株主
	株主	株主	株主	株主	株主
項	第二百七条第六項		株主	株主	株主
	株主	株主	株主	株主	株主

(権利者集会の招集等について準用する会社法の規定の読替え)

第五十五条 (新設)

を除く。)の規定を準用する場合においては、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八条第三号	受益者が	受益証券の権利者が
第百九十一条第一項	受益証券発行信託の受託者が受益者に対してする通知又は催告	受託信託会社等が資産流動化法第二百四十二条第二項又は第三項の規定により発する通知
	受益権原簿	権利者名簿
	当該受益者	当該権利者
	通知又は催告を	通知を
	当該受託者	当該受託信託会社等
第百九十一条第二項	通知又は催告	通知
第百九十一条第三項	受益証券発行信託の受益権	受益証券
	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
	受益者	受益証券の権利者

第百九十一条第 四項			
	通知又は催告	当該受託者	通知又は催告
	受益証券発行信託の 受託者		
	受益権		
	通知又は催告	通知	

2 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について会社法第七百十八条第一項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）

（書面による議決権の行使について準用する信託法等の規定の読替え）

第五十七条 法第二百四十五条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使について信託法第百十条第一項及び第二項並びに第百十六条第二項の規定を準用する場合においては、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える信託	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

法第二百四十二条第四項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について会社法第七百十八条第一項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（同上）

（書面による議決権の行使について準用する会社法の規定の読替え）

第五十七条 （新設）

法の規定		第百十條第一項		第百十條第二項		第百十六條第二項		第百九條第二項		十二條第三項	
知れている受益者		受益者が		受益者に		受益者集会参考書類		受益者の		受益証券の権利者	
受益証券の権利者		権利者集会参考書類		受益証券の権利者が		権利者集会参考書類		受益証券の権利者の		資産流動化法第二百四十二條第三項	
読み替える会社法の規定		(削る)		(削る)		(削る)		(削る)		(削る)	

2| 法第二百四十五條第二項の規定において同條第一項の書面による議決権の行使について会社法第三百十一條第三項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定		第百十一條第一項		株主		読み替える字句	
株主		株式会社		書類（以下この款において「株主総会参考書類」という。）		読み替える字句	
受益証券の権利者		権利者集会の招集者		書類		読み替える字句	

法第二百四十五條第二項の規定において同條第一項の書面による議決権の行使について会社法第三百十一條第一項及び第三百十一條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	(削る)
第三百十一条第 三項	株式会社 株主総会 本店	受託信託会社等 権利者集会 本店（受託信託会社等 が金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律 施行令（平成五年政令 第三十一号）第二条第 三号から第十五号まで に掲げる金融機関であ るときは、主たる事務 所）
(略)	(略)	(略)

（権利者集会の決議により定められた者について準用する会社法の規定の読替え）

第五十八条 法第二百四十六条第二項の規定において同条第一項の権利者集会の決議により定められた者について会社法第七百八条の規定を準用する場合においては、同条中「社債権者」とあるのは、「受益証券の権利者」と読み替えるものとする。

第三百十一条第 二項	株主	受益証券の権利者
第三百十一条第 三項	株式会社 株主総会 本店	受託信託会社等 権利者集会 本店（受託信託会社等 が金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律 施行令第二条第三号か ら第十五号までに掲げ る金融機関であるとき は、主たる事務所）
(同上)	(同上)	(同上)

（権利者集会の決議により定められた者について準用する会社法の規定の読替え）

第五十八条 法第二百四十六条第二項の規定において同条第一項の権利者集会の決議により定められた者について会社法第七百八条及び第七百三十六条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

（権利者集会について準用する信託法等の規定の読替え）

第五十九条 法第二百四十九条第一項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合には、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法の規定	読み替える信託	読み替える字句
第百十四條第一項及び第三項	受益者	受益証券の権利者
第百十四條第四項	受益者	受益証券の権利者
第百九條第二項	受益者	資産流動化法第二百四十二條第三項

第五十九条 （新設）

（権利者集会について準用する会社法の規定の読替え）

法の規定		
第七百八條	社債権者	受益証券の権利者
第七百三十六條	社債権者集会	権利者集会
第三項	第一項に規定する事項についての決定は、その過半数をもって行う。	資産流動化法第二百四十六條第一項の決議の執行は、共同して行う。

2		法第二百四十九条第一項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。			
第七百三十一條	第百十七條第一項	受益者は		受益証券の権利者は	
	第百十七條第二項	受益者		受益証券の権利者	
	第百十八條第二項	受益者		特定目的信託の受益権	
	その出席	代表者又は代理人の出席		受託信託会社等	
読み替える会社法の規定		読み替えられる字句		読み替える字句	
(略)	(略)	(略)		(略)	
(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	
第七百三十一條	本店	本店（受託信託会社等			

法第二百四十九条第一項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。		法第二百四十九条第一項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。			
第七百三十一條	第百二十五條第一項	社債権者は		受益証券の権利者は	
	第百二十八條第一項	社債権者		受益証券の権利者	
	第百二十八條第二項	社債権者		特定目的信託の受益権	
	社債権を	本店（受託信託会社等			
読み替える会社法の規定		読み替えられる字句		読み替える字句	
(同上)	(同上)	(同上)		(同上)	
(同上)	(同上)	(同上)		(同上)	
(同上)	(同上)	(同上)		(同上)	
(同上)	(同上)	(同上)		(同上)	
第七百三十一條	本店	本店（受託信託会社等			

第二項			が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第 <u>第三十一号</u> ） <u>第二条第三号</u> から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所
（略）	（略）	（略）	

（書面による決議について準用する法の規定の読替え）

第六十条 法第二百五十条第三項の規定において書面による決議を行う場合について法第六十三条第一項から第三項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）

（種類権利者集会について準用する信託法の規定の読替え）

第六十条の二 法第二百五十二条第二項の規定において種類権利者集会について信託法第百九条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「前条各号」とあるのは、「資産流動化法第二百四十二

第二項			が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所
（同上）	（同上）	（同上）	

（書面による決議について準用する法の規定の読替え）

第六十条 法第二百五十条第三項の規定において書面による決議を行う場合について法第六十三条第一項から第三項（第二号を除く。）までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（同上）

（新設）

条第五項において準用する第百八条各号」と読み替えるものとする。

（種類権利者集会について準用する法等の規定の読替え）

第六十一条 法第二百五十三條の規定において種類権利者集会について法の規定を準用する場合においては、法の規定（当該規定において準用する信託法及び会社法の規定を含む。）中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十二條第五項	総元本持分	ある種類の受益権の元本持分の合計
(略)	(略)	(略)
第二百四十五條第二項において準用する信託法第百十條第一項	知れている受益者 受益者集会参考書類 受益者が	受益証券の権利者 権利者集会参考書類 受益証券の権利者が
第二百四十五條第二項において	受益者に 受益者集会参考書類	受益証券の権利者に 権利者集会参考書類

（種類権利者集会について準用する法等の規定の読替え）

第六十一条 法第二百五十三條の規定において種類権利者集会について法の規定を準用する場合における法の規定（当該規定において準用する会社法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十二條第四項	総元本持分	ある種類の受益権の元本持分の合計
(同上)	(同上)	(同上)
第二百四十五條第二項において準用する会社法第三百一條第一項	株主 書類（以下この款において「株主総会参考書類」という。）	受益証券の権利者 書類
第二百四十五條第二項において	株式会社	種類権利者集会の招集者

(略)	準用する信託法 第一百十條第二項		受益者の	受益証券の権利者の
	第二百四十五條 第二項において 準用する信託法 第一百十六條第二 項		受益者に	受益証券の権利者に
	第二百四十五條 第二項において 準用する信託法 第一百十六條第二 項		受益者	受益証券の権利者
	第二百四十五條 第二項において 準用する信託法 第一百十六條第二 項		第百九條第二項	資産流動化法第二百四 十二條第三項
(略)	株式會社		受託信託會社等	受託信託會社等
	株主總會		種類權利者集會	種類權利者集會
	本店		本店（受託信託會社等 が金融機關の信託業務 の兼營等に関する法律 施行令（平成五年政令 第三十一號）第二條第 三號から第十五號まで に掲げる金融機關であ るときは、主たる事務 所）	本店（受託信託會社等 が金融機關の信託業務 の兼營等に関する法律 施行令（平成五年政令 第三十一號）第二條第 三號から第十五號まで に掲げる金融機關であ るときは、主たる事務 所）
	(略)		(略)	(略)

（代表權利者の辭任について準用する信託法の規定の読替え）

(同上)	準用する會社法 第三百十一條第 一項		株主	受益証券の權利者
	第二百四十五條 第二項において 準用する會社法 第三百十一條第 二項		株主	受益証券の權利者
	第二百四十五條 第二項において 準用する會社法 第三百十一條第 二項		株主	受益証券の權利者
	第二百四十五條 第二項において 準用する會社法 第三百十一條第 三項		株主總會	種類權利者集會
(同上)	株式會社		受託信託會社等	受託信託會社等
	株主總會		種類權利者集會	種類權利者集會
	本店		本店（受託信託會社等 が金融機關の信託業務 の兼營等に関する法律 施行令第二條第三號か ら第十五號までに掲げ る金融機關であるとき は、主たる事務所）	本店（受託信託會社等 が金融機關の信託業務 の兼營等に関する法律 施行令第二條第三號か ら第十五號までに掲げ る金融機關であるとき は、主たる事務所）
	(同上)		(同上)	(同上)

第六十一条の二 法第二百五十七条第二項の規定において同条第一項

の代表権利者の辞任について信託法第二百六十二条（第五項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十二条 第一項	この条に特別の定めがある場合を除き、 受託者の住所地	特定目的信託の受益権を 発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地
第二百六十二条 第二項	受託者 「住所地」	受託信託会社等 「特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の

（新設）

第二百六十二条 第三項			
前受託者の住所地	新受託者	受託者の任務	いずれかの住所地
店（受託信託会社等が	前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が	新受託信託会社等	受託信託会社等の任務
信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）		第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	
特定目的信託の受益権を発行したいずれかの受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地		受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	

				第二百六十二条 第四項		
「住所地				受託者が二人以上ある場合における前項	受託者の任務	前受託者が二人以上ある場合における同項
は、主たる事務所）の				受託信託会社等が二以上ある場合における前項	受託信託会社等の任務	前受託信託会社等が二以上ある場合における同項
る金融機関であるとき				金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる

		いずれかの住所 地	所在地
		いずれかの前受託信託 会社等の本店（受託信 託会社等が金融機関の 信託業務の兼営等に関 する法律施行令第二条 第三号から第十五号ま でに掲げる金融機関で あるときは、主たる事 務所）の所在地	

（代表権利者について準用する会社法の規定の読替え） 第六十二条 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			読み替える会社法の規定	読み替えられる会社法の規定
			前項	
			第二項	資産流動化法第二百五十九条第一項において準用する信託法（平成十八年法律第百八号）第四十四条

（代表権利者について準用する会社法の規定の読替え） 第六十二条 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			読み替える会社法の規定	読み替えられる会社法の規定
			（新設）	
			（新設）	
			（新設）	

		もって同項の	もって
(略)	(略)	(略)	

2
(略)

(特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読替え)

第六十三条 法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者について信託法第四十四条及び第八十五条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十四条第一項	受託者	受託信託会社等
第四十四条第二項	受益者	特定信託管理者
	受益者に	受託信託会社等
	当該受益者	特定信託管理者
第八十五条第四項	受託者	受託信託会社等

2 法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(同上)	(同上)	(同上)

2
(同上)

(特定信託管理者について準用する会社法の規定の読替え)

第六十三条 (新設)

法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十五条 第二項	前項	資産流動化法第二百六十条第五項において準用する信託法（平成十八年法律第百八号）第四十四条
(略)	同項の取締役	同条の受託信託会社等
	(略)	(略)
	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

（計算書類等について準用する会社法の規定の読替え）

第六十四条 法第二百六十四条第五項の規定において同条第一項の資料について会社法第四百四十二条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十五条	取締役	受託信託会社等
(同上)	(同上)	(同上)
第七百九条第二項	社債権者	受益証券の権利者
(同上)	(同上)	(同上)

（計算書類等について準用する会社法の規定の読替え）

第六十四条 法第二百六十四条第四項の規定において同条第一項の資料について会社法第四百四十二条第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合においては、同項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

（反対権利者の買取請求について準用する信託法の規定の読替え）
 第六十七条 法第二百七十一条第四項（法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定において法第二百七十一条第一項の受益権の買取りの請求又は法第二百七十二条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百条第一項	受託者	受託信託会社等
	受益者	受益証券の権利者
第四百条第二項	受益権の	特定目的信託の受益権の
	受託者	受託信託会社等
	受益者	受益証券の権利者
第四百条第八項	受託者	受託信託会社等
第四百条第九項	受益権の取得	特定目的信託の受益権の取得
第四百条第十項	受益証券（第一百八十五条第一項に規定する受益証券をいう。）	受託信託会社等は、受益証券
以下この章において		

（反対権利者の買取請求について準用する会社法の規定の読替え）
 第六十七条 法第二百七十一条第四項（法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定において法第二百七十一条第一項の受益権の買取りの請求又は法第二百七十二条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について会社法第一百六条第三項から第七項まで及び第二百七十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百六条第三項	株式会社	受託信託会社等
項	株式の株主	特定目的信託の受益証券の権利者
第一百六条第六項	株主	受益証券の権利者
項	株式会社	受託信託会社等
第一百六条第七項	株式会社の	受託信託会社等
項	株式の	特定目的信託の受益権の
第一百七条第一項及び第二項	株主	受益証券の権利者
	株式会社	受託信託会社等
第一百七条第三項	株主	受益証券の権利者

第百四十二条第十二項	前条第一項又は第二項	受益権に 同じ。）
	受託者	受益権の
	受益権	
	信託行為	
	当該重要な信託の変 更等	
第百四十二条第十一項	前条第一項又は第二項	特定目的信託の受益権 に
	受託者	特定目的信託の受益権 の
	信託行為	受託信託会社等
	当該重要な信託の変 更等	特定目的信託契約
	当該重要な信託の変 更等	十九条第一項（第一号 の場合に限る。）の規 定により資産信託流動 化計画に記載し、又は 記録する事項に係る特 定目的信託契約の変更 資産流動化法第二百七 十一条第一項
第百四十二条第十一項	前条第一項又は第二項	特定目的信託の受益権 に
	受託者	特定目的信託の受益権 の
	受益権	受託信託会社等
	信託行為	特定目的信託契約
	当該重要な信託の変 更等	十九条第一項（第一号 の場合に限る。）の規 定により資産信託流動 化計画に記載し、又は 記録する事項に係る特 定目的信託契約の変更 資産流動化法第二百七 十一条第一項

第百十七條第四項	株式会社	受託信託会社等
第百十七條第五項	株式の代金	特定目的信託の受益権の代金
第百十七條第六項	株券	受益証券
	株式に	特定目的信託の受益権に
	株式の	特定目的信託の受益権の

	第二百六十二条 第一項		この条に特別の定めがある場合を除き、受託者の住所地	第二百六十二条 第二項	受託者 「住所地」
定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する事項に係る特定目的信託契約の変更	特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	受託信託会社等 「特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成			

第二百六十二条 第三項			
前受託者の住所地	新受託者	受託者の任務	いずれかの住所地
前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施	新受託信託会社等	受託信託会社等の任務	五年政令第三十一号） 第二条第三号から第十 五号までに掲げる金融 機関であるときは、主 たる事務所）の所在地 特定目的信託の受益権 を発行したいずれかの 受託信託会社等の本店 （受託信託会社等が金 融機関の信託業務の兼 営等に関する法律施行 令第二条第三号から第 十五号までに掲げる金 融機関であるときは、 主たる事務所）の所在 地

		第二百六十二条 第四項			
受託者が二人以上ある場合における前項	受託者の任務	前受託者が二人以上ある場合における同項	「住所地	いずれかの住所地	
受託信託会社等が二以上ある場合における前項	受託信託会社等の任務	前受託信託会社等が二以上ある場合における同項	「前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	いずれかの前受託信託	行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地

					会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地
（特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会について準用する法の規定の読替え） 第六十八条 法第二百七十二条第二項の規定において同条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について法第二百六十九条第三項及び第四項並びに法第二百七十一条（同条第四項において準用する信託法の規定を含む。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。					
第四項	第二百七十一条	資産の流動化に関する法律（以下「資産	資産の流動化に関する法律（以下「資産流動	読み替える法の規定	読み替えられる字句
	（略）		（略）		読み替える字句
	（略）		（略）		読み替える字句

(特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会について準用する法の規定の読替え)

第六十八条 法第二百七十二條第二項の規定において同条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について法第二百六十九條第三項及び第四項並びに法第二百七十一條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四項	第二百七十一條	資産流動化法第二百六十九條第一項（第	資産流動化法第二百七十二條第一項	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		(同上)		(同上)		

第四項において 準用する信託法 第四百八項	第二百七十一條 受託者	受益權の取得	受託信託会社等
第二百七十一條 第四項において 準用する信託法 第四百九項	受益証券（第百八十 五條第一項に規定す る受益証券をいう。 以下この章において 同じ。）	受益証券	受託信託会社等は、受 益証券
第二百七十一條 第四項において 準用する信託法 第四百十項	受益權に	特定目的信託の受益權 に	特定目的信託の受益權 に
第二百七十一條 第四項において 準用する信託法 第四百十一項	受託者 信託行為 当該重要な信託の変 更等	受託信託会社等 特定目的信託契約 資産流動化法第二百六 十九條第一項（第一号 の場合に限る。）の規 定により資産信託流動	受託信託会社等 特定目的信託の受益權 の取得

		化計画に記載し、又は 記録する事項に係る特 定目的信託契約の変更
第二百七十一条 第四項において	前条第一項又は第二 項	資産流動化法第二百七 十一条第一項
準用する信託法	受託者	受託信託会社等
第二百四十二条第 十二項	受益権	特定目的信託の受益権
	信託行為	特定目的信託契約
	当該重要な信託の変 更等	資産流動化法第二百六 十九条第一項（第一号 の場合に限る。）の規 定により資産信託流動 化計画に記載し、又は 記録する事項に係る特 定目的信託契約の変更
		特定目的信託の受益権 を発行した受託信託会 社等の本店（受託信託 会社等が金融機関の信 託業務の兼営等に関す る法律施行令（平成五 年政令第三十一号）第
第二百七十一条 第四項において 準用する信託法	この条に特別の定め がある場合を除き、 受託者の住所地	
第二百六十二条		
第一項		

第二百七十一条 第四項において 準用する信託法 第二百六十二条 第二項			
受託者		「住所」地	
受託信託会社等		いづれかの住所	
二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地		「特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	
特定目的信託の受益権を発行したいずれかの受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地		特定目的信託の受益権を発行したいずれかの受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	

第二百七十一條 第四項において 準用する第二百 六十二條第三項	受託者の任務 新受託者	令第二条第三号から第 十五号までに掲げる金 融機関であるときは、 主たる事務所）の所在 地
第二百七十一條 第四項において 準用する信託法 第二百六十二條 第四項	受託者が二人以上あ る場合における前項 受託者の任務 前受託者が二人以上 ある場合における同	受託信託会社等が二以 上ある場合における前 項 受託信託会社等の任務 前受託信託会社等が二 以上ある場合における

え

(受託信託会社等を解任する場合について準用する法の規定の読替え)			

（受託信託会社等を解任する場合について準用する法の規定の読替え）

第六十八條の二 法第二百七十四條第五項の規定において同条第二項

(同条第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定により解
任する場合について信託法第二百六十二條(第五項を除く。)の規
定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表
のとおりとする。

読み替える信託 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十二條 第一項	この条に特別の定め がある場合を除き、 受託者の住所地	特定目的信託の受益権 を発行した受託信託会 社等の本店(受託信託 会社等が金融機関の信 託業務の兼営等に関す る法律施行令(平成五 年政令第三十一号)第 二条第三号から第十五 号までに掲げる金融機 関であるときは、主た る事務所)の所在地
第二百六十二條 第二項	受託者 「住所地」	受託信託会社等 「特定目的信託の受益 権を発行した受託信託 会社等の本店(受託信

(新設)

第三項		第二百六十二条		
前受託者の住所地	新受託者	受託者の任務	いずれかの住所地	
前受託信託会社等の本	新受託信託会社等	受託信託会社等の任務	託会社等が金融機関の 信託業務の兼営等に関 する法律施行令（平成 五年政令第三十一号） 第二条第三号から第十 五号までに掲げる金融 機関であるときは、主 たる事務所）の所在地 特定目的信託の受益権 を発行したいずれかの 受託信託会社等の本店 （受託信託会社等が金 融機関の信託業務の兼 営等に関する法律施行 令第二条第三号から第 十五号までに掲げる金 融機関であるときは、 主たる事務所）の所在 地	

第二百六十二条 第四項			
受託者が二人以上ある場合における前項	受託者の任務	前受託者が二人以上ある場合における同項	住所
受託信託会社等が二以上ある場合における前項	受託信託会社等の任務	前受託信託会社等が二以上ある場合における同項	前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地
			店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地

		い ず れ か の 住 所 地	は、主たる事務所）の 所在地
		い ず れ か の 前 受 託 信 託 会 社 等 の 本 店 （ 受 託 信 託 会 社 等 が 金 融 機 関 の 信 託 業 務 の 兼 営 等 に 関 す る 法 律 施 行 令 第 二 条 第 三 号 か ら 第 十 五 号 ま で に 掲 げ る 金 融 機 関 で あ る と き は、 主 た る 事 務 所 ） の 所 在 地	

（前受託信託会社等が作成した書類について準用する会社法の規定の読替え）

第六十九条 法第二百七十五条第五項の規定において同条第一項の財産目録及び貸借対照表について会社法第四百四十二条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

（特定目的信託契約の終了時について準用する会社法の規定の読替え）

（前受託信託会社等が作成した書類について準用する会社法の規定の読替え）

第六十九条 法第二百七十五条第五項の規定において同条第一項の財産目録及び貸借対照表について会社法第四百四十二条第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合においては、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

（特定目的信託契約の終了時について準用する会社法の規定の読替え）

第七十条 法第二百七十九条第三項の規定において同条第一項の場合
について会社法第四百四十二条第三項の規定を準用する場合におい
ては、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み
替えるものとする。

（船舶登記令等に係る特例）

第七十三条 特定目的信託に係る船舶登記令（平成十七年政令第十一
号）第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法
（平成十六年法律第二百二十三号）第九十七条第一項の規定の適用に
ついては、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者
又は特定信託管理者」とする。

2 特定目的信託に係る社債等登録法施行令第四十九条第一項の規定
の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代
表権利者又は特定信託管理者」とする。

3 特定目的信託に係る鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）第
六十八条第一項（特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百
八十二号）第二十一条において準用する場合を含む。）の規定の適
用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権
利者又は特定信託管理者」とする。

4 特定目的信託に係る漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二
号）第五十一条第一項（同令第六十三条において準用する場合を含

第七十条 法第二百七十九条第三項の規定において同条第一項の場合
について会社法第四百四十二条第三項（第一号及び第二号に係る部
分に限る。）の規定を準用する場合においては、同項中「株式会
社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

（船舶登記令等に係る特例）

第七十三条 特定目的信託に係る船舶登記令（平成十七年政令第十一
号）第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法
（平成十六年法律第二百二十三号）第九十七条第一項の規定の適用に
ついては、同項第二号中「信託管理人（信託法（大正十一年法律第
六十二号）第八条第一項に規定する信託管理人をいう。第一百二条に
おいて同じ。）」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」
とする。

2 特定目的信託に係る社債等登録法施行令第四十九条第一項の規定
の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代
表権利者又は特定信託管理者」とする。

3 特定目的信託に係る鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）第
六十八条第一項（特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百
八十二号）第二十一条において準用する場合を含む。）の規定の適
用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権
利者又は特定信託管理者」とする。

4 特定目的信託に係る漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二
号）第五十一条第一項（同令第六十二条において準用する場合を含

む。)の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

5 特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)第十六条第一項において準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

6 特定目的信託に係る特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第五十八条第一項(実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)第七条、意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)第七条及び商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)第十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

7 特定目的信託に係る著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第三十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

8 特定目的信託に係る回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百二十六号)第五十五条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

9| 特定目的信託に係る自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十

む。)の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

5 特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)第十六条第一項において準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「信託管理人(信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する信託管理人をいう。第百二条において同じ。)」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

6 特定目的信託に係る特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第五十八条第一項(実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)第七条、意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)第七条及び商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)第十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

7 特定目的信託に係る著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第三十七条の規定の適用については、同条第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

8 特定目的信託に係る回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百二十六号)第五十五条の規定の適用については、同条第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

(新設)

六号)第六十一条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

10 特定目的信託に係る航空機登録令(昭和二十八年政令第二百九十六号)第四十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

11 特定目的信託に係る地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百十三号)第九条第二項の規定の適用については、同項第五号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

12 特定目的信託に係る農用動産抵当登記令(平成十七年政令第二十五号)第十八条において準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

(削る)

(新設)

(新設)

(新設)

(受託信託会社等が行う公告について準用する会社法の規定の読替え)

第七十四条 法第二百八十八条第五項の規定において受託信託会社等(会社に限る。)が法の規定によりする公告について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「前二項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容) 第七十四条 (略)	(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容) 第七十五条 (同上)
(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任) 第七十五条 (略)	(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任) 第七十六条 (同上)
(財務局長等への権限の委任) 第七十六条 (略)	(財務局長等への権限の委任) 第七十七条 (同上)
(委員会の権限の財務局長等への委任) 第七十七条 (略)	(委員会の権限の財務局長等への委任) 第七十八条 (同上)
一 (略) 二 第七十五条の規定により委員会に委任された法第二百七条第一項(法第二百九条(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による権限 2 5	一 (同上) 二 第七十六条の規定により委員会に委任された法第二百七条第一項(法第二百九条(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による権限 2 5